

国の緊急事態宣言を受けての県民の皆様への知事メッセージ

先日4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されました。

県内においても、今週に入り十数名の感染者が確認されるなど急速に感染が広がっております。

県といたしましては、感染予防や医療提供体制の整備など、県民の命と健康を守る各種対策を、オールとちぎで、全力で取り組んで参ります。

つきましては、県民の皆様におかれましては、以下の内容にご理解とご協力をお願いいたします。

(1) 県内全域における不要不急の外出の自粛

【今週末から4月22日(水)まで】

(2) 緊急事態宣言の対象区域(※)への不要不急の外出の自粛

※7都府県(東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・大阪府・兵庫県・福岡県)

(3) 緊急事態宣言の対象区域から県内に転入等された方々の不要不急の外出の自粛や健康管理の徹底

(4) 手洗いや咳エチケットに加え、「密閉空間」「密集場所」「密接場面」という3つの条件が重なる場面を避ける行動の徹底

※特に若い世代の皆様には危機意識を持って、不要不急の外出の自粛をお願いします。

新型コロナウイルス感染症との戦いに打ち勝つためには、県民の皆様と一致団結し、オールとちぎで取り組む必要があります。県民一人ひとりが、感染から自分を守る、家族を守る、そして社会を守るために、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

令和2(2020)年4月10日

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部長

栃木県知事

福田富一